

埼玉県庁舎広告掲出事業者募集要項

彩の国  埼玉県

1 目的・趣旨

埼玉県では、県有財産の有効活用による歳入確保及び県民サービスの向上を図るため、県庁舎に広告を掲出する「広告掲出事業者」を企画提案競技により募集します。

「広告掲出事業者」とは、県との間で広告掲出業務に関する契約を締結した広告代理店等を行い、県庁舎に広告を掲出しようとする「広告主」の募集及び実際の広告掲出業務を行っていただきます。

企画提案競技に参加を希望される場合は、本募集要項のほか、「埼玉県庁舎広告掲出要綱」、「埼玉県庁舎広告掲出基準」及び仕様書を熟読の上、内容を承知した上で参加してください。

2 事業内容

(1) 事業名

埼玉県庁舎広告掲出事業

(2) 広告掲出場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目 15 番 1 号

埼玉県庁 本庁舎等

(3) 契約内容

別紙仕様書のとおり

3 公募実施スケジュール

スケジュールは次のとおりです。詳細は「6 応募方法」以下をご確認ください。

項 目		日 程
1	募集要項の公表	令和 6 年 10 月 7 日(月)
2	現地説明会の申込期限	令和 6 年 10 月 10 日(木)
3	現地説明会	令和 6 年 10 月 15 日(火) 10 時～11 時
4	質問の受付	令和 6 年 10 月 8 日(火)～10 月 18 日(金)
5	質問の回答	令和 6 年 10 月 23 日(水)
6	応募書類等提出期間	令和 6 年 10 月 24 日(木)～10 月 30 日(水)
7	事業者の決定	令和 6 年 11 月中旬～下旬予定
8	広告掲出契約の締結	令和 6 年 11 月下旬～12 月上旬予定
9	広告の掲出開始時期	令和 7 年 4 月予定

4 広告掲出に係る留意事項

(1) 施設の使用

広告掲出箇所の使用権原については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項の規定による行政財産の目的外使用許可（以下「使用許可」という。）とし、別途、広告掲出契約を締結します。

(2) 契約期間

広告掲出契約期間は令和 7 年 4 月から 3 年間としますが、使用許可の手続は年度ごとに行います。

(3) 県に支払う広告掲出料及び行政財産使用料

事業者が県に支払う広告掲出料は、契約事業者が企画提案書により提案した金額とします。なお、金額の一部は行政財産使用料として支払うものとし、金額の内訳は「行政財産の使用料に関する条例」に基づき県が決定します。(例：企画提案による提案金額100万円 → 広告掲出料99万円、行政財産使用料1万円)

広告掲出料及び行政財産使用料は、1年度ごとにお支払いいただきます。各年度の年額を4月末日までに県が発行する納入通知書により納入してください。

(4) その他必要経費等

広告物の制作、設置、維持管理、撤去等に関する経費及び原状回復に要する費用は、事業者の負担とします。また、デジタルサイネージ広告を掲出する場合は、上記金額とは別に電気料金等の実費相当額を管理費として徴収するものとします。

5 応募資格

本募集に応募することができる者は、応募時において次の(1)及び(2)の要件を満たす者とします。

(1) 事業実績

ア 他の官公署又は民間施設等において、本募集と類似の事業実績を有している者

(2) その他の資格

次のア～キに掲げる要件を全て満たすこと

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者

イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしている者でないこと

ウ 埼玉県暴力団排除条例(平成23年条例第39号)第2条に規定する暴力団及びその暴力団員でない者

エ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でない者

オ 成年後見人、被保佐人又は破産者でない者

カ 国税及び地方税を完納している者

キ 埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年4月1日施行)に基づく入札参加停止措置を受けていない者

6 応募方法

(1) 書類提出期間

令和6年10月24日(木)から10月30日(水)午後5時まで

※ 提出後に参加を辞退する場合は、辞退届(様式任意)を提出すること

(2) 提出方法

電子メール(送信後、電話で着信の確認をお願いします。)

(3) 提出先

埼玉県総務部管財課 財産管理担当

E-mail a2580-06@pref.saitama.lg.jp

(4) 提出書類

【事業者に関する書類】

- ア 応募申込書(様式第1号)
 - イ 誓約書(様式第2号)
 - ウ 登記事項証明書(提出時から3か月以内に発行された現在事項証明書等の原本)
 - エ 財務諸表類(直近3年度分の貸借対照表、損益計算書の写し)
 - オ 納税を証明する書類(直近1年度分の法人税、消費税及び地方消費税、法人県民税、法人事業税の納税証明書等。なお、県税の滞納がないことを納税状況等確認システムにより確認することについて、様式第1号により申込者が同意する場合は、原則として納税証明書の提出は不要とする)
 - カ 同様の事業実績が確認できる書類(様式任意。契約書等で可。事業実績件数分を提出すること。ただし、4件以上の事業実績がある場合は、4件分の事業実績が分かる書類を提出すること。)
- ※ 全てPDFファイルで提出してください。
- ※ ウ、エ及びオについては、原本をスキャンしたデータをPDFファイルにして提出してください。(既に県の入札参加資格を有している場合は提出不要)

【企画提案に関する書類】

- ア 企画提案書(様式任意)

(5) 提出書類作成上の注意

- ア 書類の規格はA4判横とします。
- イ 書類は電子データで提出してください。
提出された書類は、今回の選考以外には使用しません。
- ウ 企画提案書には、以下の事項を必ず記載してください。
 - (ア) 会社概要(事業者名、所在地、資本金、設立時期、従業員数、主な事業等)
 - (イ) 広告掲出計画(掲出場所、広告の規格、数量)
 - (ウ) 独自提案による広告掲出計画(※提案は任意)
 - (エ) 設置スケジュール等(工事、稼働予定日)
 - (オ) 設置後の運営体制(管理体制、運用方法、維持管理方法等)
 - (カ) 広告運用方法(広告主の募集方針、選定方法等)
 - (キ) 他の官公署や民間施設での類似事業の実績
 - (ク) 県への広告掲出料支払額(年額)

7 現地説明会の開催

以下の内容で現地説明会を開催するので、参加を希望する場合は次の定めるところにより申し込んでください。(申込みは任意)

- (1) 開催日程 令和6年10月15日(火) 午前10時から11時

- (2) 受付期間 令和6年10月8日(火)から10月10日(木)まで
- (3) 提出先 上記6(3)と同じ
- (4) 提出方法 電子メール件名は「県庁舎広告掲出事業現地説明会参加申込み」とし、本文に法人名、参加者全員の役職・氏名、担当者の氏名及び連絡先を記載し送付してください。
- (5) 回答 集合場所等については、申込みのあった全ての事業者にもメールで連絡します。

8 質問の受付及び回答

本募集要項の内容について質問や疑義がある場合は、次に定めるところにより質問を行うことができます。

- (1) 提出様式 質問書(様式第3号)
- (2) 受付期間 令和6年10月8日(火)から10月18日(金)まで
- (3) 提出先 上記6(3)と同じ
- (4) 提出方法 電子メール(送信後、電話で着信の確認をお願いします。)
- (5) 回答 提出された質問への回答は、令和6年10月23日(水)に応募申込書を提出した者全員に電子メールで送信します。

9 審査

- (1) 審査方法
提出された全ての書類を基に書面審査を実施しますが、広告掲出料の提案額が県の定める予定価格(非公表)を下回った場合は、審査をせずに失格とします。
なお、提案者によるプレゼンテーションは実施しません。
- (2) 審査基準
別紙審査基準に基づいて審査し、最優秀提案者を選定します。
- (3) 審査結果
審査結果については、企画提案書を提出した者全員に書面で通知します。
なお、審査の過程などに関する問合せには一切応じません。
- (4) 選定後の手続
最優秀提案者を候補者とし、契約締結に向けた協議を行います。
なお、協議の結果、企画提案の一部を変更することがあります。

10 無効となる応募等

- (1) 次のいずれかに該当する応募は無効とします。
 - ア 不正行為による応募
 - イ 応募申込書(添付書類を含む。)に虚偽の記載を行った応募
 - ウ その他募集に関する規定等に違反した応募
- (2) 書類の補正
提出した書類は、提出期限を過ぎた後に書換え、差換え又は撤回をすることができません。

ただし、県が補正を求めた場合は、この限りではありません。

11 その他

- (1) 応募者が一者のみであった場合でも上記9による審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを審査して、ふさわしいと判断した場合は候補者とします。
- (2) 契約に伴う権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、転貸し、質入若しくは担保に供することはできません。
- (3) 広告掲出契約は令和6年11月下旬から12月上旬に締結する予定ですが、契約期間は令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間とします。
- (4) 本要項に定めがない事項は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)及び埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号)の定めるところによるものとします。

別紙 審査基準（募集要項9関係）

審査項目	審査着目点	配点
事業の実施体制及び 広告募集能力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画書には、仕様書で定める事業内容を遂行するために必要な実施体制や運用方法等が記載されているか ・ 事業の実施に必要な人員体制が確保されているか ・ 広告主の募集に関するノウハウを十分に有しているか 	10
独自提案による 広告の掲出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実現可能な提案内容になっているか ・ 視認性が高く、広告主にとって魅力的な提案内容になっているか ・ 基本掲出場所以外の広告掲出場所を創出することにより、広告掲出料の増額につながる内容になっているか 	20
広告掲出料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案額は妥当か 	70